大阪市教

2017年 12月7日
VOL. 542
（一部30円。 購読料は組合費に含む）

第53回キッズフェスタに53人＝11月23日

年度末人事・退職相談
- 12月21日（木）18時
- 12月25日（月）15時

アネックスパル法円坂
JR森ノ宮・地下鉄谷町四丁目

発行　大阪市学校園教職員組合　大阪市中央区法円坂1－1－35（大阪市教育会館内）
TEL 6910-8700 http://osaka-shikyo.sub.jp/
FAX 6910-7990 E-mail o-sikyo1@sea.plala.or.jp

人事給与制度 市教委提案

教諭2級分割せず 怒りのひと言を!!

新たな教諭の職

「主務教諭」等設置

「主務」任用されなければ 昇給停止、手当に差

市教委は「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度について」を提案しました（11月30日付速報参照）。市教委は昨年10月、「現行の5級制から6級制に変更」、新たな教諭の職を新3級とすると提案しました。大阪市教は教諭の級を分割することは「異例であり混乱を招く」と反対しました。

教諭、主務教諭いずれも2級

今回市教委は教諭2級を分割せず、「現行の2級を教諭等（教諭、養護教諭、栄養教諭）及び新たな職である『主務教諭』等（主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭）のいずれにも適用する級」としました。

「平等な立場で協力し、教育活動を進めている、『職務の内容』が同じ教諭の級を分割しないことは重要なことであり、当然のことです。

教諭等は、1号給から22歳大学卒の新規採用者が37歳到達時に適用される号給である73号給まで。74号給以上が適用されるのは「主務教諭」等。すでに74号給を超える号給を受けている職員が「主務教諭」等に任用されなかった場合、現在受けている号給で昇給停止。期末・勤勉手当の職務段階別加算7・5％、退職手当の調整額第7号区分（2万7千百円）も「主務教諭」等のみ適用。

給与の差別はチーワーク破壊

給与の差別で市教委のいう「モチベーション向上を図ること」はできません。

「チーム学校」が強調されていますが、給与の差別はチーワークを破壊し、大阪市の教育、学校にさらに困難を持ち込むことになります。

給与による動機づけは、民間企業でも時代遅れになっています。教諭と「主務教諭」等で給与を差別することは、教職員の尊厳を傷つけ、子どもの笑顔に仕事のやりがいを感じている教職員の自己実現欲求を踏みにじるものです。主務教諭等の設置、給与の差別の提案は撤回するべきです。

「主務教諭」等は、「人事評価の結果により合否を判定する」としています。来年度からの新人事評価制度については、今年度人事考課制度試行実施が行われていますが、評価項目や着眼点、9段階の自己評価、校長による評価の押し付け、相対評価など様々な問題点が指摘され、疑問の声が上がっています。

「評価結果・集約・分析」の結果も明らかにされていません。市人事委員会でさえ、「教員の理解度と納得性を向上させる取り組みが必要」と勧告しましたが、教員の理解と納得など得られていません。

大阪市教は、「人事評価・給与制度（案）への怒りのひと言を！」（ニュースに同封）への協力を多くの教職員に呼びかけます。人事評価・給与制度（案）反対の声をすべての教職員に広げ、撤回を求める取り組み、交渉を強化します。

仲間が増えた！

人事相談へ行こうと仲間を増やす 総合共済の加入も進む

今年度末、転勤を希望しているAさん。通勤時間などの条件を今よりも改善したいと考えています。そこで同じ職場の組合員Bさんに相談しました。「人事相談に行って、一緒に考えてもらいましょう。」これまでも何度か加入の誘いを受けていたAさんは、加入を決意しました。職場訪問などでの大教済・総合共済の加入もすすんでいます。

学期末の仕事に追われる毎日ですが、転勤や退職を考える時期です。職場の中で悩んでいる人、迷っている人がきっといるはずです。「相談にのりますよ」と声をかけてください。そして加入を訴えるとともに人事相談を紹介してください。21日と25日、人事相談を行います。

安倍9条改憲NO! 広げよう3千万署名

「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」（全国2万人が参加したおおさか総がかり集会＝11月3日

市民アクション呼びかけ）を3000万集約し改憲発動を阻止しようと、大阪憲法会議・共同センターの秋の憲法大学習会が11月29日開かれ205人が参加しました。

東京大学名誉教授廣渡清吾さんの演題は、「約束と希望としての日本国憲法―原理としての個人の尊厳を擁護する」。「約束」とは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「平和のうちに生存する権利を有する」との「崇高な理想と目的を達成することを誓う」（憲法前文）こと。つまり世界への約束。「希望」とは、「自らの行動によって実現しようとする願望」であり、変革は希望なしには導かれません。

廣渡氏は、安倍政権5年間の反立憲主義、反平和主義、反民主主義に対して、個人の尊厳の実現を目指す「市民と野党の共同」の実績、前進に触れ、「憲法改正国民投票で自衛隊を憲法に書こうとする提案が否決されたら自衛隊はどうなるか。こういう危惧を安倍政権に抱かせることが最も重要。『安倍9条改憲NO！3000万署名』は、戦後日本社会の岐路を決定する重要な運動」と指摘。自民党は2018年通常国会において国会発議を計画、2019年7月参院選との同時投票も視野にいれており、「市民と野党の共同」をさらに強くし、広げること、特に若者へのアピールを強調しました。

退職手当削減撤回!!

権限移譲による 給与減額復元を

人事院は退職給付水準の調査を実施し、民間に比べ公務が約78万円上回り、水準の見直しを行うことが適切との見解を4月に表明していました。

政府は11月17日の閣議決定で給与改定法案と抱き合わせて退職手当削減法案を決定し、18年1月1日実施という無謀な内容を国家公務員に押し付けると同時に、地方にも国と同様に行うよう、退職手当削減の指示を出しました。

市労組連は市当局に、交渉の場で退職手当削減について何度も確認して来ましたが、全く考え方が示されず、組合員（職員）には知らされませんでした。職員にとっては正に「寝耳に水」です。今年度末退職者にも適用されることになり、生活設計を狂わすものです。このような重要な内容を国に合わせとの指示に従い、短期間で提案し協議を終了をさせたいとの市側の意向は、労使の協議を軽視するだけでなく、職員を無視したものです。

権限移譲で給与4・5％減額

権限移譲に伴う教育職給料表の改定については、地域手当の支給割合を11％から16％に引き上げるが、「現行の給与総額を超えないよう給料表水準の調整が必要」として、「給料表水準の調整」＝4・5％減額を行いました。退職手当は退職日給料月額×支給率＋調整額であり、市人事委員会も、「特に給料月額の引き下げは、退職手当の支給額に大きな影響を与えることとなるので、…必要な措置を講じることが求められる」と激変緩和の措置を勧告していましたが、市教委の「経過措置」は極めて不十分なものです。市労組連は、給与減額の復元、退職手当削減反対を要求し、交渉を継続しています。

第29回青年フェスタ

- 2018年2月17日18日
- 講演　金森俊郎さん
- 箕面観光ホテル

教え子を再び戦場に送るな！